

2020年3月25日 全5頁

FRB、会計も含め、借り手への配慮を要請

コロナショックへの金融機関の対応に関する共同声明を公表

金融調査部 制度調査課 研究員 藤野大輝
主任研究員 鈴木利光

[要約]

- 2020年3月22日、米国において連邦準備制度理事会（FRB）等は共同で声明を公表した。この声明は、金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けた借り手に「寄り添う」ことを要請している。
- 具体的には、そうした借り手のローン条件変更（支払延期、利子免除、返済期限の延長等）の奨励である。そのうえで、こうしたローン変更については、直ちにTDR（Troubled Debt Restructurings：不良債権の再編）に分類されることはなく、むしろ借り手に寄り添うための健全なローン変更は、新型コロナウイルス感染症の借り手への悪影響を緩和する積極的な行動であるとみなすとしている。
- わが国においても、金融庁が3月6日に「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」を公表し、預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症によって資金繰りが苦しくなると考えられる事業者への融資等に関する要請をしている。
- 金融検査マニュアルが廃止されたことも踏まえ、金融機関においては、こうした要請にどう対応するべきか、自社の経営理念や融資先の状況等と照らし合わせたうえで、検討をすることが求められよう。

1. FRB等が新型コロナウイルス感染症に関する声明を公表

2020年3月22日、米国の連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、全米協同組織金融機関監督庁（NCUA）、通貨監督庁（OCC）、消費者金融保護局（CFPB）、州法銀行監督官協会（CSBS）は、共同で声明を公表した（以下、「共同声明」という）。なお、当該声明の公表に当たっては、内容について米国財務会計基準審議会（FASB）と協議を行っている。

「共同声明」は、金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けた借り手に「寄り添う」ことを要請している。具体的には、そうした借り手のローンの条件変更（支払延期、利子免除、返済期限の延長等）の奨励である。そのうえ、こうしたローン変更につ

いては、直ちに TDR (Troubled Debt Restructurings : 不良債権の再編) に分類されることはなく、むしろ借り手に寄り添うための健全なローン変更は、新型コロナウイルス感染症の借り手への悪影響を緩和する積極的な行動であるとみなすとしている。

ここでいう TDR とは、米国の会計基準 (US-GAAP) において、債務者が経済的・法的理由で経済的困難に陥り、債権者が債務者に通常とは異なる何らかの譲歩を与えたときに発生する会計区分のことである。TDR への分類は、固有のレポーティング義務が伴うことから、財務諸表作成者に対して相応の負担をもたらす。

「共同声明」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前は「健全であった借り手」を対象とした、新型コロナウイルス感染症による影響を契機とした短期 (例えば 6 ヶ月) のローン変更は、TDR に分類されないことを FASB スタッフに確認したと示している。ここでいう「健全であった借り手」とは、ローン変更プログラムが適用された時点で、支払遅延が 30 日に満たない者を指すとされている。つまり、ひとえに新型コロナウイルス感染症の影響で短期的に資金繰りに支障をきたしているにすぎない健全であった借り手に対するローン変更については、TDR とみなさないということである。

当局は、TDR を含め、ローン変更の審査を引き続き実施するが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた借り手の信用リスクについては、直ちにマイナスに評価することはしないとしている。また、返済期限の到来していないローンの回収率の改善を目的としたリスク削減措置の一環として借り手に寄り添う金融機関を非難することはないとしている。

また、FRB、FDIC、OCC によると、「1~4 人」の世帯構成向けの住宅ローンについてのローン変更は、それが健全に引受けられており、延滞でも未収利息不計上でもない場合は、金融機関の自己資本比率規制上、「ローン再編」や「ローン変更」の対象にはならないとしている。

そのほか、「共同声明」では、新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが遅延しているローンについては、金融機関は「延滞債権」としてレポーティングする必要はないとしている。また、金融機関が支払いの遅延に同意するのであれば、契約上の「遅延」と扱う必要はなく、その遅延の間は「延滞債権」として扱う必要もないとしている (これは自己資本比率規制についても同様)。加えて、ストレス下にある借り手へのローンを「未収利息不計上資産」としてレポーティングするか否かは会計基準に従うが、「共同声明」でいう短期的な措置の間は、これらのローンを「未収利息不計上資産」としてレポーティングすべきではないとされた。金融機関は、より正確な状況の把握が可能となり、個別のローンについて支払いがなされないことが明らかになって初めて、貸倒償却の検討を開始すれば足りることとなる。

さらに、「共同声明」で示された上述の措置によって再編されたローンに関しては、引き続き、FRB の担保適格を有するとされた。

2. 金融庁の新型コロナウイルス感染症に関する対応

わが国においても、事業者への貸付や返済の条件変更に関する金融機関への要請が行われている。2月7日には、関係省庁から政策金融機関等へ、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施している。2月13日には、新型コロナウイルス感染症対策本部が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を公表し、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として、5,000億円を確保すること等の措置を行っている。

こうした経緯も踏まえ、3月6日には、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（麻生財務大臣兼金融担当大臣談話）」が公表され、各政策金融機関に、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、要請することが示されている。

当該談話では、民間金融機関に対する要請も同じく示されている。談話と同日には、金融庁が「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」を公表し、預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症によって資金繰りが苦しくなると考えられる事業者への融資等に関する要請をしている。具体的には以下の4点を要請している。

- ①事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、きめ細かく実態を把握すること
- ②既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
- ③新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（担保・保証徴求の弾力化含む）に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付や、セーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- ④事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

また、同文書内で、金融庁・財務局は、金融機関に対して、特別ヒアリングを実施するとともに、必要に応じて検査を実施することにより、金融機関の取組状況を適時適切に確認していくとされた。加えて、金融庁から金融機関に対して、条件変更等の取組状況（金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等）の報告を求め、その状況を公表するとされた。

金融庁は、このほか、新型コロナウイルス感染症に関して、金融機関に対する図表1のような要請を公表している。また、金融サービス利用者に対して金融機関等との取引に係る相談等を受け付けるための「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設している（2月28日から）。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ない場合には有価証券報告書等の提出期限を延長することが認められるという旨を公表する（2月10日）といった対応も行う

ている¹。

図表1 金融庁から金融機関への新型コロナウイルス感染症に関する要請

日付		文書	要請内容
2020年	2月7日	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について（要請）	<ul style="list-style-type: none"> ①各省庁から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報等の収集に努めること ②感染対策の実施に加え、従業員に対する注意喚起や職場の清掃・消毒を徹底するとともに、従業員の健康状態の確認、従業員が発症した場合の対処に万全を期すこと ③新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること ④新型コロナウイルス感染症により、施設への宿泊等を余儀なくされるなどの影響を受けた顧客から、金融サービスに関する要望があった場合には、柔軟な対応に努めること
2020年	2月19日	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に係る対応について（要請）	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」における従業員の休暇取得に係る環境整備 ・時差出勤、テレワーク等を活用するなどの従業員の感染機会を減らすための工夫
	3月13日	新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）	（保険会社等に対する要請として） <ul style="list-style-type: none"> ①保険料の払込及び保険契約の更新については、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずること ②①にかかる措置について店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること ③窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページ等に掲載し、顧客に周知徹底すること

（出所）金融庁「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について（要請）」、「新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に係る対応について（要請）」、「新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）」より大和総研作成

2019年12月18日に、金融庁は「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を策定し、同日に検査マニュアルを廃止した²。これにより、金融庁は、金融機関に対して一律のチェックリスト、画一的な基準で検査等を行うのではなく、金融機関の個性・特性（経営環境、経営理念、ガバナンス、企業文化など）に即した検査・監督を行うという考え方であることを示した。金融機関側もこれを受け、ただチェックリストに従うのではなく、自社の個性・特性を活かしつつ、企業の過去・足元・将来の情報を踏まえた融資・引当を行う必要があると考えられる。

¹ 詳しくは、横山淳「新型コロナウイルス感染症に伴う株主総会、決算・開示の対応について」（2020年3月10日、大和総研レポート）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20200310_021373.html

² 詳しくは、藤野大輝「金融検査マニュアル廃止後の対応」（2020年2月19日、大和総研レポート）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200219_021329.html

先述の「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」も、検査マニュアルの廃止の背景にある、金融機関の判断（返済猶予等の条件変更した場合の債権の区分など、個別の資産査定を含む）を尊重するという方針を踏まえて、金融機関が積極的に事業者支援に取り組むよう要請するものであると示されている。金融機関においては、こうした要請にどう対応すべきか、自社の経営理念や融資先の状況等と照らし合わせたうえで、検討をする必要があるということになる。